

平成 24 年 第 5 回

# 高森町議会臨時会会議録

平成 24 年 10 月 9 日 開会



高 森 町 議 会

10月9日 (火)

## 平成24年第5回高森町議会臨時会（第1号）

平成24年10月9日  
午後1時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

10番 後藤 英範君

1番 宇藤 康博君

日程第2 会期の決定

月 日	会議の種類	備 考
10月9日（火）	本会議	議案審議・採決

日程第3 議案第60号 平成24年度高森町一般会計補正予算について

日程第4 発議第2号 高森町政治倫理条例の一部を改正する条例について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 宇藤 康博君

2番 後藤 三治君

3番 興 梶 壽一君

4番 芹 口 誓 彰君

5番 立 山 広 滋君

6番 森 田 勝 君

7番 田 上 更 生君

8番 甲 斐 正 一君

9番 三 森 義 高君

10番 後藤 英範君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長 草 村 大 成 君

総務課長 村 上 源 喜 君

政策推進課長 甲 斐 敏 文 君

住民福祉課長 古 澤 建 生 君

税 務 課 長 色 見 継 治 君

農林政策課長 佐 藤 武 文 君

建設課長	廣木富八君	会計課長	橋本和則君
教育委員会事務局長	後藤正三君	建設課審議員	岩田秋広君
総務課長補佐	東幸祐君	健康推進課長補佐	阿部恭二君
住民福祉課長補佐	佐藤幸一君	税務課長補佐	工藤英二君
農林政策課長補佐	後藤健一君	監査事務局長	安方含君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古庄良一君	議会事務局庶務係長	松本満夫君
--------	-------	-----------	-------

開会 午後1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） こんにちは。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） こんにちは。議員各位におかれましては臨時議会を招集いたしましたところお集まりいただきありがとうございます。去る9月20日に定例会を終了したばかりでございますが招集させていただきました。今回臨時会にご提案いたしますのは九州北部豪雨に伴います災害の復旧に関わるものでございます。復旧のスピードアップを図ることによって住民の皆さまに一刻も早い安全と安心を提供するため定例会を新たに積み上げましたものと、査定が終了しましたものを補正するものでございます。現在も順次国土交通省及び農林水産省の査定を受けている段階であります。先ほど述べましたように復旧のスピードアップを図ってまいりたいと思っております。また今回被害を拡大させました河川の災害につきましては、地域の方々と署名活動などをご協力をいただきながら補助事業採択を念頭にその実現に向け事務を進めているところでございます。こういった現状でもございますのでご審議をいただき、何とぞご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成24年第5回高森町議会臨時会を開会します。

なお、教育長、佐藤増夫君、教育委員会事務局次長、沼田勝之君、健康推進課長、岩下公治君、政策推進課審議員、服部信一郎君、総務課財政係長、岩下徹君からは公務のため欠席届があっておりますので報告しておきます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、10番 後藤英範君、及び、1番 宇藤康博君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会は本日10月9日の1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第60号 平成24年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第3、議案第60号、平成24年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第60号でご提案いたしました、平成24年度高森町一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、先ほど冒頭の挨拶で申しましたが、九州北部豪雨災害に伴う災害復旧事業のうち、現在国土交通省及び農林水産省の査定を順次受けている段階であり、その補助対象となる工事請負費などでございまして、総額2億8084万円を増額し、予算の総額を44億2,124万6,000円とするものでございます。

それではまず4ページをお開きください。

第2表、地方債の補正につきましては、今回計上しております災害復旧工事の財源となる起債の限度額を設定するものでございまして、道路、橋梁、河川などの公共土木施設の起債限度額を5,140万円。また充当率80%となります農地、農林、施設などの起債限度額を1,400万円とするものでございます。

次に7ページ、歳入予算についてご説明いたします。

第12款、分担金及び負担金につきましては、農地及び農業用施設の復旧工事に伴う受益者負担金を計上しております。なお、第15款、県支出金の第1節、農業災害復旧事業費補助金として、農地災害50%、農業用施設災害65%という補助率に対するの受益者負担金となりますが、これは通常災害復旧における補助率でございまして、今回激甚指定を受けました本町におきましては、補助率が上がることは間違いございませんが、数字が未確定でありますことから通常災害復旧における補助率で計上させていただいたものでございます。

次に第14款、国庫支出金につきましては、河川、道路、橋梁などの公共土木施設の災害復旧に伴う国庫負担金といたしまして、事業費の3分の2を計上いたしております。なお、3分の2という割合につきましても激甚指定の関係から、今後増

加することとなりますので、その際には改めてご報告させていただきます。

第15款、県支出金につきましては、農業関係と林道関係の災害復旧事業に伴う補助金をそれぞれ計上いたしました。

第18款、繰入金につきましては、今回の補正により不足する財源といたしまして、財政調整基金からの繰入金を計上したものでございます。

8ページの第21款、町債につきましては先ほど地方債の補正でご説明したとおりでございます。

次に9ページから歳出予算の主なものについてご説明いたします。

今回の補正の主なものとなります補助災害復旧工事につきましては、それぞれの目ごとに15節の工事請負費で計上させていただいております。

まず第2目の公共土木施設九州北部豪雨災害復旧費の工事請負費では、道路21カ所と橋梁1カ所分の復旧経費を計上いたしました。

第3目、河川等九州北部豪雨災害復旧費の工事請負費では、河川10カ所分の復旧経費を計上しております。

10ページをお開き願います。

農林水産業施設の災害復旧費におきまして、第2目、林道九州北部豪雨災害復旧費の工事請負費では、鍋の平線が4工区、化粧田線が1工区分の復旧経費を計上いたしました。

第3目の農地等九州北部豪雨災害復旧費の工事請負費では、農地7件と農業用施設7件分の復旧経費を計上いたしております。

以上が国、県からの補助による災害復旧工事分でございます。その他につきましては単独により実施する必要がございます分を計上させていただいたものでございます。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明いたしました。ご審議いただき、ご決定を賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号、平成24年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号、平成24年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 発議第2号 高森町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第4、発議第2号、高森町政治倫理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者、3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） こんにちは、お疲れでございます。3番、興柁です。

提出者といたしまして、高森町政治倫理条例の一部を改正する条例について、趣旨説明をいたします。

平成24年7月12日に発生いたしました、九州北部豪雨においては本町に甚大な被害をもたらし、現在迅速かつ速やかに復旧することを目的に、町内の建設業組合が一丸となって復旧作業を行っているところでございます。しかし現行の政治倫理条例により、重機材等、充実した企業には受注できない現況になります。このようなことから今回、町が発注する工事等のうち、災害時の緊急対応及び復旧事業にかかわるものについては、この条例を適用しない特例を設ける、高森町政治倫理条例の一部を改正するものであります。

改正する内容につきましては、高森町政治倫理条例新旧対照表をご覧くださいますようお願いいたします。

議員各位におかれましては、この条例の一部の改正をご理解いただき、ご賛同賜わりますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号、高森町政治倫理条例の一部を改正する条例についてを採決  
します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号、高森町政治倫  
理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了しました。

平成24年第5回高森町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午後1時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成24年第5回臨時会

平成24年10月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 古庄良一

作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111